

2024年3月

外国公務員贈賄罪の厳罰化

弁護士 甲斐 淑浩

Contents

- I. はじめに
- II. 外国公務員贈賄罪の概要
- III. 改正の経緯と改正内容
- IV. 外国公務員贈賄防止指針の改訂

I. はじめに

不正競争防止法は、外国公務員等に対する贈賄を禁止する「外国公務員贈賄罪」を規定していますが（不正競争防止法 18 条）、今回不正競争防止法が改正されて外国公務員贈賄罪の厳罰化が図られました（2024 年 4 月 1 日施行）。

本稿においては、外国公務員贈賄罪が改正された経緯や改正内容を紹介します。

II. 外国公務員贈賄罪の概要

外国公務員贈賄罪は、国際的な商取引に関して、①営業上の不正の利益を得るために、②外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、③外国公務員等に対し、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をすることを禁止する犯罪です。

旧法においては、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（又はこれの併科）（旧法 21 条 2 項 7 号）、法人両罰は 3 億円以下の罰金（旧法 22 条 1 項 3 号）が科せられると定められていました。

外国公務員贈賄罪には国外犯規定もあり、日本人が国外において外国公務員等に対して贈賄を行うと処罰対象とされます（いわゆる属人主義）。

犯罪地	主体	犯罪行為	法定刑
国内	日本人 外国人	①国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得る目的 ②職務に関する行為をさせる目的・させない目的	個人：5年以下の懲役、500万円以下の罰金又はその併科
国外	日本人	③外国公務員等に利益を供与、申込み、約束 (例)東南アジアでODA事業を獲得するため外国政府高官に贈賄	法人：3億円以下の罰金

III. 改正の経緯と改正内容

外国公務員贈賄罪は、我が国が1997年に「OECD 外国公務員贈賄防止条約」(以下「OECD」条約といいます。)を締結し、その国内担保法として1998年に不正競争防止法を改正して新設されました。

OECD条約は、締結国に国内担保法の立法を義務付けるのみならず、OECDが定期的に締結国の審査を行って、締結国が十分な法規制を設けているか、法規制違反が適切に摘発されているかなどを評価することになっています。我が国も、これまで複数回OECD対日審査を受けていますが、OECDは、日本企業は海外で広くビジネス展開しているにもかかわらず、日本の当局は、外国公務員贈賄罪を摘発する件数が少なく、対応として不十分であるという厳しい指摘がなされてきました。

2019年に第4期対日審査が実施されましたが、このときもOECDは「日本が未だに外国公務員贈賄罪を十分に実施していないことを引き続き懸念する。日本の経済規模や日本企業がリスクの高い地域・分野で活動していることに鑑みれば摘発件数が著しく低い。」と厳しい指摘を行い、下記のような問題点に対する優先勧告を出しました¹。

- ① 他の加盟国との比較において罰金額が低廉にとどまっていること
- ② 過去の事案において公訴時効の完成により法人が起訴されなかったことがあること
- ③ 日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し日本企業を起訴する管轄権を有していないこと

このようなOECDの勧告を受けて、以下のような外国公務員贈賄罪の改正が行われました。

改正点	旧法	新法
自然人に対する法定刑の引上げ	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科	10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金又はその併科
法人に対する法定刑の引上げ	3億円以下の罰金	10億円以下の罰金
公訴時効	5年間	7年間
法人に対する適用管轄の拡張	国外で外国人従業員が贈賄を行った場合、日本本社を処罰する両罰規定はなし	国外で外国人従業員が贈賄を行った場合、日本本社を処罰する両罰規定を新設

¹ 2019年8月27日付け外務省「OECD贈賄作業部会による第4期対日審査報告書の公表」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22_003284.html)。

IV. 外国公務員贈賄防止指針の改訂

経済産業省は、2004年5月、国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として「外国公務員贈賄防止指針」(以下「指針」といいます。)を策定して公表し、外国公務員贈賄防止対策を講じるにあたって参考となる情報を提供しています。

この指針は、これまで数次の改訂を経て、今回、外国公務員贈賄罪の改正に伴い、2024年2月に改訂されました。

1. 外国公務員贈賄罪の法改正事項の反映

Ⅲで述べたように外国公務員贈賄罪の法定刑の引上げなどの法改正がなされたことから、法改正事項が指針に反映されました。

2. スモール・ファシリテーション・ペイメント

OECD 対日審査は、スモール・ファシリテーション・ペイメント²の定義と範囲を明確にすることを求めています。これを受けて、指針に以下のような記載がされました(指針13～14頁)。

- ① スモール・ファシリテーション・ペイメント(Small Facilitation Payments: SFP)については、2009年に採択され、2021年に改訂されたOECD理事会勧告が指摘するSFPの「持続可能な経済開発及び法の支配に対する腐敗的影響」に鑑みて、SFPを原則禁止とする旨社内規程に明記することが望ましい。
- ② SFPについては、不正競争防止法18条に規定される「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与には該当せず、不正競争防止法18条違反とはならないと解され得る。
- ③ しかしながら、OECD 条約やその注釈において、SFP が具体的にどのような支払いであるのかは規定されておらず、また、我が国の不正競争防止法において SFP に関する規定は置かれていない。したがって、SFP に該当するか否かではなく、外国公務員等に対する利益供与が「営業上の不正の利益を得るため」に該当すると裁判所が判断した場合には、不正競争防止法18条違反となり得る。

3. リスクベース・アプローチ

OECD 対日審査の指摘を受けて、以下のとおり、リスクベース・アプローチをとることが指針に明記されました(指針8～9頁)。

- ① 企業が直面する贈賄リスクに対し、効率的かつ実行可能な防止体制を構築するためには、各事業部門・拠点において一律の体制を構築・運用するのではなく、贈賄リスクの程度に応じた対策を講じるべきであ

² 「スモール・ファシリテーション・ペイメント」については一義的な定義があるものではないが、例えば、通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払いとされることがある(外国公務員贈賄防止指針13頁脚注42)。

る。

- ② リスクベース・アプローチの実施にあたっては、各企業における事業活動の規模・内容、現地の事業環境、商習慣等の個別の事情を踏まえた贈賄リスクの特定・評価を行う必要がある。例えば以下を実施し、残存する贈賄リスクに対する対策が、既存の防止体制では不十分であると判断されたものに対しては、防止体制の更なる強化や事業内容の変更等を検討する。
- ③ 贈賄リスクとしては、例えば以下が考えられる。

(i) 進出国

国別の贈賄リスクについては、例えば、世界銀行グループが公表する世界ガバナンス指標(The Worldwide Governance Indicators)や、国際 NGO であるトランスパレンシー・インターナショナルが公表する腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index)が参考となる。一般的に、アジア、中東、アフリカ、南米等は贈賄リスクが高いと考えられる。

(ii) 事業分野

事業の実施に現地政府の多数の許認可を必要とする状況が認められる場合、又は外国政府や国有企業との取引が多い場合など外国公務員等と密接な関係を生じやすい性格を持つ場合には、一般的に、贈賄リスクが高いものと考えられる。

(iii) 第三者

現地政府からの許認可の取得・受注や国有企業との取引などに関して助言や交渉を行う事業者(エージェント、コンサルタント等)を利用する場合や、ジョイントベンチャー、コンソーシアムを組成する場合は、第三者によって贈賄が行われるリスクが生じると考えられる。こうした第三者による贈賄行為であっても、当該第三者を起用した企業に対して刑事罰が科される可能性がある。

今回の外国公務員贈賄罪の改正を機に、我が国の当局が外国公務員贈賄罪の摘発を強化し、厳罰化される可能性がありますので、今後の動向が注目されます。

経済産業省「外国公務員贈賄指針」(最終改訂:2024年2月)

(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/GaikokukoumuinzouwaiBoushiShishin.pdf)

経済産業省知的財産政策室「外国公務員贈賄防止指針の改訂について」(2023年10月)

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/gaikoku_komuin_wg/pdf/006_04_00.pdf)

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 甲斐 淑浩 (yoshihiro.kai@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com